

収入印紙
10万円以下 200円
10万円を越え50万円
まで 400円
割印

生活資金貸付借用証書

金 00,000円也

一般財団法人青森県教職員互助会貸付規程の定めを承知のうえ、
上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 手数料率は年0.9パーセントとする。
- 2 貸付金及び手数料は、一般財団法人青森県教職員互助会貸付規程第11条により、毎月償還します。
- 3 借受人が会員の資格を喪失したときは、直ちに未償還元利金を償還します。

年 月 日

(※記入しないでください)

一般財団法人青森県教職員互助会理事長 殿

借受人 職員番号 ()

所属所名

現住所

職・氏名

印

※印章は、貸付申込書に使用した印章と同一のものを使用すること。

※借受人は自書すること。